

令和3年度（2021年度）
第2回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2021年10月15日（金）午前10時開会
場 所：オンラインによる開催

1. 開 会

○事務局（竹花環境政策課長） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第2回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境生活部環境政策課の竹花です。よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が終了しておりますが、道におきましては秋の再拡大防止特別対策を講じていることなども踏まえて、オンライン開催とさせていただきます。委員の皆様にはご不便をおかけすることがあると思いますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数17名のうち、まだ1名出席されておられません。現時点で過半数となる15名のご出席をいただいておりますので、北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（竹花環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、土肥環境局長からご挨拶を申し上げます。

○土肥環境局長 環境生活部の土肥でございます。

第2回北海道環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より本道の環境行政にお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、道では、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボン北海道の実現に向けまして、国の動きなどにも呼応し、全庁横断的に各般の施策を推進していくため、8月に、新たに部長級のゼロカーボン推進監の下、ゼロカーボン推進局を設置いたしまして、体制の拡充、強化を図っており、国等との緊密な連携の下、取組を進めていくこととしております。

こうした中、本日の審議会におきましては、北海道地球温暖化防止対策条例や、これに基づきます北海道地球温暖化対策推進計画の見直しにつきまして、諮問させていただきますほか、部会においてご審議いただいた指定事項などの報告を予定してございます。

委員の皆様におかれましては、オンラインでの開催でご負担をおかけするところでございますが、それぞれ専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今後とも、本道の環境行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○事務局（竹花環境政策課長） ただいまの挨拶にもありましたとおり、体制強化に伴う幹部職員の変更がありましたので、お配りしております環境審議会関係北海道幹部職員名簿をご確認いただければと思います。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料については、次第、委員の皆様の出欠表、オンライン開催に係るお知らせのほか、ご審議いただく資料として、資料1、資料2-1から2-4、資料3、資料4、資料5-1から5-5、資料6-1から6-3となっております。

資料は、進行に沿って画面上で共有いたしますが、不足等がありましたら、後ほど事務局に申し出ていただければと思います。

続きまして、オンライン開催の留意事項についてですが、回線の不具合を避けるため、ご発言されない場合は、マイク、ビデオをオフにいただき、ご発言の際には、手を挙げるボタンを押すか、発言の申し出をしていただき、会長の指名後にご発言いただくようお願いいたします。その際は、マイクとビデオをオンにいただきますようお願いいたします。

マイク、ビデオのオン、オフの方法等については、事前にお配りしたオンライン開催に係るお知らせをご確認いただければと思います。

また、本日、中村会長、道庁関係者は、道庁内の会議室からお送りしておりますが、密を避ける観点から、説明者は、進行に従い、入替え制としております。そのため、ご質問、ご発言は、できる限りその都度お願いするほか、説明者の入替えの後にいただいたご質問、ご発言については、審議会の終了後、全委員に共有する形で回答することを考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

何かご質問などはございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（竹花環境政策課長） ないようですので、審議に移りたいと思います。

ここからの議事進行については、中村会長をお願いいたします。

3. 議 事

○中村会長 おはようございます。北大の中村です。

今日は、幹部の皆さんがここにおいて、委員の皆さんはオンラインで参加されるということで、不便もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

今日は、特に、議題として温暖化対策関連が出てきます。詳しい内容は、部会で議論することになると思いますが、その概要を皆さんにお知らせして、ご意見があれば承って、部会にその意見を伝えたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一般の方の傍聴についてはご遠慮いただいています。後日公開する議事録をご確認いただくこととしたいと

ということで、一応、これも委員の皆さんに諮るということですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 異議なしということですので、そのようにさせていただきます。

また、今日は、新聞関係の記者の方も傍聴されておりますので、ご留意願います。

では、議事に移りたいと思います。

本日は、知事から諮問が2件あると伺っておりますので、初めに2件を一括してお受けしたいと思います。

○土肥環境局長 北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて諮問します。

北海道地球温暖化防止対策条例第8条第6項で準用する同条第3項の規定に基づき、北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて諮問します。

どうぞよろしくお願いたします。

○中村会長 ただいま知事から諮問のありました件について、まず、北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて、事務局から諮問の理由と背景等についてご説明をお願いいたします。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 気候変動対策課気候変動適応担当課長の本田です。

諮問事項であります北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて説明させていただきます。

まず、諮問の趣旨をまとめました資料を画面共有させていただきます。

諮問の趣旨、理由といたしまして、道は、平成21年3月にこの条例を策定し、本道における地球温暖化対策のさらなる推進を図るため、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、対策の基本的な事項を明らかにし、取組を推進してきたところであります。

道におきましては、昨年3月にゼロカーボン宣言を表明するとともに、気候変動適応計画を策定しまして、また、本年3月には、温対計画の見直しも行ったところであります。

また、国におきましても、本年4月に新たに野心的な削減目標を表明し、5月には地球温暖化対策推進法を改正しております。

道としましては、条例制定後における国内外でのこうした社会情勢の変化などを踏まえ、条例の所要の見直しを検討するため、環境審議会に条例の見直しに向けた基本的な考え方について意見を求めるものであります。

次に、資料1により見直しの背景等についてご説明いたします。

スライド3をご覧ください。

条例制定後の主な情勢変化をまとめており、2点補足してご説明いたします。

右側の欄の道の動きですが、本条例の制定の背景については、制定の前年に道内で開催された洞爺湖サミットを契機として、本道から地球温暖化防止に積極的に貢献していくことを目指して、議員立法により制定されております。

また、条例の全体的な見直しについては、条例制定後、今回が初めてとなります。

スライド4をご覧ください。

本年5月に成立した改正温対法の概要であります。主な改正内容としましては、脱炭素を基本理念として位置づけたこと、地域の再エネ導入を促進する制度の導入、企業の排出量報告制度のオープンデータ化の3点であります。

スライド5と6については、条例制定後、環境審議会でのご審議を経て、本年3月に改定した道の温対計画、また、昨年3月に策定しました適応計画の概要となります。条例の見直しの検討に当たりましては、これらの計画の基本的事項等との整合を図りながら進めさせていただく考えであります。

スライド7から10にかけては、道内の温室効果ガス削減の進捗状況をお示ししております。これらについては、温対計画の見直しの検討の中で審議を進めさせていただく考えです。

スライド11から13にかけては、条例の概要をお示ししております。

スライド11は、条例の位置づけでございます。左枠の下段の温対計画は、法及び条例に基づく計画として位置づけられている一方、右枠の下段の道の適応計画は、制定時期の関係から条例では位置づけられていない状況となっております。

スライド12と13では、条例の構成と規定内容をお示ししております。

スライド12の下段の枠内に記載しているように、現条例の前文では、制定時点の過去の長期目標が示されておりますが、現在、道では、国と同様に2050年ゼロカーボンを目指しているところであります。

次に、スライド13には、条例で規定しております主な取組を整理しております。現行条例では、各主体の責務のほか、道の取組、事業活動、建築物、再エネに関する報告、公表の義務などが規定されており、ゼロカーボン北海道の実現に向けた検討が考えられます。

スライド14には、条例見直し検討に当たっての主な論点のうち、総論的な事項をお示ししております。

最後に、スライド15の条例見直しの想定スケジュールについてご説明いたします。

本日の諮問以降、各会において総論から各論へのご審議をいただきたいと考えておりますが、およそ2月までは、温対計画の見直しと連動し、基本的な方向性に違いが生じないよう進めさせていただきたいと思っております。

また、下段に示しておりますが、部会での審議を進めながら、事業者アンケートや意見交換など、幅広い丁寧な議論を行い、道民や事業者などの理解と協力を得て制定していきたいと考えております。

審議会からの答申は来年8月頃をめどに取りまとめていただき、その後、パブコメ、法令審査、道議会での議論を経て、令和4年度中の制定に向け、検討を進めていくこととしております。

今後のご審議についてよろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

○中村会長 皆さん、多分、資料は見られていたと思いますが、スピードが速かったので、この資料がどの程度読み込めたのか、大変だったと思うのですけれども、いかがでしょうか。ご質問、もしくは、部会に付託するのですけれども、審議会委員の意見として、何かありましたらお願いいたします。

○小林委員 まず、確認事項として、今ご説明いただきました資料1の5ページの右下に9の計画の推進体制等という記載がございますが、それに関連してでございます。

この環境審議会と同じく、道のゼロカーボン北海道推進協議会というものが立ち上がっておりますが、その関係について、分担といたしますか、まず、方針や目標設定、進捗管理などの大枠は環境審議会で、推進協議会では、各ステークホルダーによる具体的な推進戦略の策定ですとか、協議をする場という理解でよろしいかということが1点です。

それから、もう1点、道内の脱炭素先行地域の動きは現状どうなっているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

まだ何点か細かい点があるのですが、それは、この確認事項の後に申し上げたいと思います。

○中村会長 今の質問についてお願いします。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 気候変動対策担当局長の竹本です。

環境審議会は、条例に基づき、専門的知見を有する有識者の皆さんに、条例を制定するに当たって、ご意見をいただく、諮問、答申をいただく場でございます。それから、ゼロカーボン推進協議会は、道内の民間の方、事業者の方、経済界、産業界の方とゼロカーボンに向けた認識を共有する。それから、様々なことを連携協働してゼロカーボンに向けた取組を進めていくという協議会でございます。今、ご審議いただくために環境審議会に諮問しておりますけれども、ゼロカーボン推進協議会にも、条例制定に向けた動きですとか、ご意見を伺ったり、そういう動きを情報共有して、あるいはご意見もいただきながら進めたいと考えております。

それから、もう1点は、環境省の地域脱炭素ロードマップに基づく先行100地域の話でしたか。

○小林委員 そのとおりです。2030年までに全国で100か所以上の脱炭素先行地域を創出するということです。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 環境省のロードマップに基づく100地域ですが、もちろん環境省が主導でやっております、今、先行地域の要件や募集要項を検討しているところでございます。今後、要件あるいは募集時期、募集時期はもうちょっとかかりそうでして、まだ具体的には示されておられませんけれども、環境省の北海道事務所と道庁とが一緒になって、市町村に現時点で分かることを情報提供して、いろいろヒアリングして、今後、100地域の募集があるということを周知しまして、なるべく多くの道内の市町村に興味を持っていただけるよう取り組んでいるところでございます。

○小林委員 この場では言っていないかもしれませんが、現時点で積極的に応募したいという話はまだ出ていないようですか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 今、調整中ですので、具体的な市町村は申し上げられないのですが、手を挙げることを希望している市町村はございます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○中津川委員 確認ですが、11ページの条例の概要のところ、適応は条例では位置づけられていないと書いてあるのは、別個に枠組みをつくっていくことになるということですか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） この条例の後に気候変動適応法が制定され、それに基づく国の計画がつけられています。この気候変動適応法の中で、都道府県は気候変動適応計画をつくることとされておりますので、気候変動適応計画の根っこは気候変動適応法にございます。

○中津川委員 時期がずれているというのは分かるのですが、地球温暖化防止対策というのは、前々から緩和と適応の両方だと言われていたもので、そういう文言からすると、この地球温暖化防止対策条例の中に包括的に入れないと何か変ではないかという気がしたのです。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 今回、条例の見直しがございますので、それも主要な検討事項の一つであると考えています。

○中津川委員 確認ですが、地球温暖化対策推進計画の中に、気候変動の適応の話もどこかに盛り込まれると考えていいのですか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） そういうように検討してまいりたいと思っております。

○中村会長 今のお話ですが、今回の条例は緩和と適応の両方が含まれた形で制定されるということですね。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 検討してまいります。

○中村会長 それも検討していくということですね。

ついでに15ページですけれども、スケジュールで皆さんが気にされているのは、環境審議会の特徴として、部会での議論を集中的にやっていくことになると思うのですけれども、部会と親会である審議会の関係がこの図からは分かりづらいのです。今回、諮問されて、答申は来年の7月になるのですか。要するに、部会での議論が審議会に何らかの形で伝わる仕組みになっているのですか。部会で議論されていることが来年の7月まで審議会の委員に伝わらないのはよくないと思っているのですが、その辺はどうですか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） スケジュールですけれども、2月までは連動する形ということで、条例の議論と計画の議論を併せて、方向性に齟齬がないように進めさせていただきたいと思っております。

○中村会長 私が言っているのは、部会での議論と親会である審議会での議論と両方ある

わけですね。今は、親会のメンバーにこういう形で枠組みたいなものを諮って、その後、部会に付託されるわけですが、最後の答申である来年の7月まで部会での審議状況が見えないのはよくないと思ったので、その間に、報告でも何でもいいですけども、審議会に伝えるような形にさせていただきますか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 今、ずばりこの回でとか、この月にとというのはまだ想定できないのですが、親会のスパンが長いので、部会の検討状況を報告できるように検討したいと思っています。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉中委員 先ほどの中津川委員のご質問に関連しますが、条例の見直しのスケジュールと推進計画の見直しのスケジュールのタイムフレームが少し違うと思うのです。現条例には適応というのが入っていない中で、温暖化対策推進計画を見直す作業が始まりますので、その際に先行して適応策についてもしっかりと書き込んでいくという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 地球温暖化対策推進計画は、緩和が主となります。適応は、もう既に計画がございますので、今回は入っておりません。条例については、緩和と適応の両方があったほうがいいのではないかなどのご議論をいただきたいと思っております。

○吉中委員 そうした場合、適応計画については、条例に基づいた位置づけはいつ頃されるのでしょうか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） それは、条例に適応を盛り込むなりのことが結論づけられたときに初めて、条例に基づく適応計画ということになるかと思います。

○吉中委員 そこだと思うのですけれども、適応計画についてもしっかりと推進していくとか、適応方策の推進が重要だと思うのです。ですから、緩和と適応の両方をしっかりと推進していく上で、適応計画の見直しについてもこれから検討されるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 適応計画については、5年に一度、おおむね5年スパンで見直していこうという方針で、令和2年3月に策定したばかりでございます。今回は、適応計画の見直しではなく、緩和の計画の見直しと条例の見直しを考えてございます。

○吉中委員 よく分からないのですが、例えば、今ご説明いただいたスライドの3番でも、2021年以降、いろいろなものが動いていて、さらに、政府としても非常に前向きな目的が出されています。温暖化緩和策を進める上でも、適応策というのはますます重要になってくると思いますので、必ずしも5年を待つのではなく、ぜひご検討いただければと思います。

○中村会長 ご意見の趣旨は、5年という期間にあまり縛られることなく、国の動きもあるので、もう一度見直すことも考えてほしいということだったと思います。

消費者協会の武野委員、お願いいたします。

○武野委員 先ほどの資料の15枚目のスケジュールについてですが、この中の推進計画の見直しの中に部会審議とあります。これは温対部会で、前計画の策定のときと同じ構成で進めるという理解でよろしいのですか。また、条例の見直しに関して、並行して進めるということですが、ここも部会を構成するのか、それとも、部会という表現がどこにもないので、親会の中で条例の見直しを進めるという理解でしょうか。その2点です。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 計画の部会審議については、前回の部会と同様の形で進めさせていただきます。条例の見直しについては、部会という言葉を使っておりませんが、部会に付託して、総論と各論についてご議論いただくことを想定しております。

○武野委員 部会とおっしゃったのは、温対部会を指すのですか、それとも、新たに部会を設けるということですか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 温対部会でございます。

○武野委員 もう一つ、温対部会の構成メンバーは、前計画と同じ想定ですか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） はい。

○武野委員 了解しました。

○中村会長 部会メンバーが替われば別ですが、基本は部会のメンバーでやることになります。

ほかの方はいかがでしょうか。

○小林委員 資料1の12ページについて、細かい話になるのですが、国の地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律において、関係者を規定する条文の先頭に国民を位置づけるというのは、今までにない事例ということですが、ですから、少し精神論のようになりますが、北海道地球温暖化防止対策条例の見直しにおいても、第1条の条例の目的の部分には、道民を先に記載するなど、位置づけを変えたほうがよろしいのではないかと思います。それが1点です。

また、資料1の7ページに温室効果ガスの排出量が示されておりますが、それぞれのガスというのは、たしか温室効果が異なるのではないかと思います。これは温対部会のときの話になるかもしれませんが、資料上は、単純に排出量だけを示すのではなく、温室効果ガスのウェイトに応じた影響度合いが分かるような表も示したほうがいいのではないかと感じております。

以上の2点でございます。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 1点目の改正温対法の関係者の規定について、条例では、通常、例えば、道、事業者、道民というように、大体の順番が決まっていますが、国民全体の行動変容を起こすという意義から、初めてこういった形で国民を最初に持ってきているというのは、大きな改正の内容でもあります。ですから、道民の位置をどこに置くかについても、部会の中でご議論いただければなと思っています。

7の排出量につきましては、聞き取れなかったのですけれども。

○中村会長 温室効果ガスについて、量だけを書いていたのですけれども、効果自体はそれぞれのガスによって違うので、いわゆる温暖化に対して与える影響みたいなものを示したほうがいいのかということですね。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） そういう示し方のグラフもありますので、計画の部会などでは示せると思いますが、分かりづらくて申し訳ないです。

○藤井委員 温暖化部会長の藤井ですが、これは温室効果の寄与の大きさが既にカウントされた図だと思います。ですから、今のご質問に対しては、寄与が考えられているので、このままでよいのではないかと思います。二酸化炭素の寄与は、もちろん都道府県によって違いますけれども、大体8割ぐらいですね。フロンなどは、排出量で言うと、物すごく小さくて、そこに温室効果が1万倍とかかかるので、そこが見えるようになるのです。ですから、これは各温室効果の違いの寄与が既に考慮されている図だと思います。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） すみません。私も勘違いしていました。そうですね。青と黒と白で分かれています。

○藤井委員 ついでに、先ほど小林委員からご指摘のあった1点目の件ですが、もし部会で議論するというのであれば、多分、盛りだくさんで忘れてしまうと思うので、そのときに、小林委員には改めてそここのところのご発言をいただければと思います。

○小林委員 分かりました。

また、ガスの排出量の図については、単純に各温室効果ガスの排出量を示していると理解していたのですが、私の勘違いなのでしょうか。

○藤井委員 これは、単位を見ると、CO₂ e q u i v a l e n t というのは、例えば、メタンだったら25倍を掛けるとか、ですから、もともと二酸化炭素に対してほかの排出量は相対的にもっと低いはずなのです。

○小林委員 そうすると、各ガスをCO₂に換算した排出量で示しているということですね。

○藤井委員 そうですね。N₂Oだったら256倍を掛けるとか、そういう計算をしているはずですよ。

○小林委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 藤井委員、ありがとうございます。説明でよく分かりました。取りあえず、後でまた確認しておいていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 細かい点かもしれませんが、資料の4ページ目の法律のところの真ん中に再エネ導入を促進という項目がありまして、ここに「市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。」とあります。この認定というのは、環境省が行うものなのでしょうか。そして、それはどのような基準になるのか、また、関係する行政手続というのは、環境省の手続ということになるのか、教えていただきたいと思えます。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） この認定は、市町村が行うものとなります。今回の法の趣旨としましては、ゼロカーボンに向けて再エネ導入が必要なだけでなく、事業者だけで入っていくと地域でトラブルが起こるということで、そこに対する市町村の関与を高めていく仕組みとして、市町村が促進区域というものを定めることと、市民と事業者による協議会を置くという制度が導入されております。これは、市民と事業者が協議して合意した再エネの事業計画について市町村が認定するという仕組みになっています。

市町村が認定した事業計画については、例えば、アセスであるとか、環境省だけでなく、例えば、災害を防止するような砂防など、いろいろな手続をワンストップで円滑に進めていくという制度となります。いずれにしても、再エネの導入を地域で円滑に進めるための制度であると考えております。

○白木委員 私はこの仕組みについて知らなかったのですが、もう既に導入されているのですか。今、そのような発言をされていたと思うのですが。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 法が6月に成立し、公表されたのですが、1年以内に施行することになっておりますので、来年の春にスタートする形となります。

中身については、今、国において検討会議を設けまして、有識者に具体的な中身を検討していただいている状況です。

○白木委員 道は介入することなく、国と市町村ということですか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 法律の中では、都道府県の関与として、促進区域に環境配慮基準を定めることができるという規定になっております。環境配慮基準の考え方などについては、今、国において有識者に検討していただいております。都道府県が環境配慮基準を定められるようなマニュアル的なものを示していくという流れになります。

○白木委員 その環境配慮基準というのは、例えば、この審議会の中でも扱っていくようなものになりますか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） この後の計画のご議論をいただく中で、環境配慮基準についてもご議論いただくことを想定しております。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

私からお願いですが、今の白木委員のポイントは私も気になっていました。再エネ導入というのは、北海道は再エネ先進国だという議論がされていて、実は、昨日、国土審議会の北海道開発分科会というものがオンラインであって、私も委員なのですが、そこでもいろいろな方が再エネ導入の重要性について発言されていました。片方で、北海道はやはり環境がすごく充実していて、それを保全していく義務がある、もしくは、それを観光という形でビジネスにもつなげられるという話がありました。

私が一番心配するのは、こういった緩和策的なものが北海道全体で実施されたときに、それが環境をある意味悪くするということです。景観の問題もあると思うし、イメージとしては、そこらじゅうで太陽光パネルなんかが出てきてしまって、せっかくの北海道の自

然環境を悪くするような方向にならないように、今の環境配慮基準も含めて検討していただきたいと思うし、私は部会の委員でもあるので、部会でもそういったことについて議論していきたいと思います。

今、国のいろいろな委員会に出ている、環境省でも、地熱発電が国立公園内でどうやって行われるかとか、あとは、風車の問題であったり、太陽光パネルだけではなくて、いろいろなところで、今まであまり人為的な土地利用がされていない場所は逆に狙われると言うと語弊がありますが、そういうところに再生エネルギーを導入していこうという動きがあるので、再生可能エネルギーそのものの導入は、緩和策としてとても重要だということは理解した上で、やはり環境ときちんと調和した形の基準を考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、ほかに質問等がないようですので、この審議については、地球温暖化対策部会に付託して、部会での調査審議をお願いしたいと思います。先ほどお話ししたように、部会に入っておられない環境審議会の委員の方も多数おられると思いますので、ある程度の方向性が見えた段階で報告して、また皆さんのご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて、事務局から諮問の理由と背景について説明をお願いいたします。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 気候変動対策課の阿部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料2-1をご覧ください。

1番の趣旨と2番の経過等の内容については、ただいまの条例の見直しの説明と一部重なりますので、簡潔に説明をさせていただきます。

道の地球温暖化対策推進計画の見直しについては、昨年度、環境審議会の委員の皆様にご審議をいただき、本年3月に2013年度比35%削減という目標などを定めました第3次の地球温暖化対策推進計画を策定させていただいたところでございます。その後、4月に国が46%削減を目指す表明をしたほか、9月に国から新たな計画案が公表されまして、パブリックコメントを経て、今月中には閣議決定がされ、正式な計画となる状況でございます。

そこで、3番の見直しや検討のポイントになりますが、地方公共団体の温暖化対策の計画については、地球温暖化対策推進法に基づき、国の計画に即して策定することが求められております。

道といたしましては、閣議決定される見込みの計画案が出てきますので、基本的には、本年3月に改定を行いました35%削減の計画をベースにしなが、今回の新たな計画で

定めます排出部門ごとの削減の考え方、あるいは、目標達成に向けた対策や施策などを踏まえて、削減目標のさらなる上積みについて検討するため、今回、諮問をさせていただいたということになります。

次に、ただいまご議論いただいております地球温暖化対策推進法の一部改正により、新たに推進計画の中に盛り込むことが求められた事項が2点ございます。

1点目は、一番下の丸になりますが、地域で再エネの導入を進めるために市町村が地域脱炭素促進区域を設定することになっておりますので、その際の基準となる環境配慮基準を盛り込みなさいということです。

2点目は、施策の実効性向上の観点から、計画に定めております施策に関する目標値を定めようということです。35%削減という全体の目標はあるのですが、例えば、再エネの導入量がどのぐらいという目標値を定めなさいという改正がございましたので、それぞれ2点についての検討も併せて行うことを考えてございます。

続きまして、資料2-2については、先ほど言いました3月に策定した35%削減の計画ですので、時間の関係から割愛させていただきます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

これが間もなく閣議決定される見込みの国の計画案の概要となります。

1ページになりますが、これについては、現在、国は26%削減を掲げておりますが、それを46%にするということで、大幅に上乗せをしております。

下段にございます表は、それぞれの部門ごとの削減率を赤字で示しているものですが、ご覧のとおり、エネルギー起源CO₂のいずれの部門についても、右側にあります従来目標より大きく上乗せがされております。特にご覧いただきたいところとして、産業部門に関しては、従来目標の7%から37%と、30%の上乗せがされており、二つ下の家庭部門に関しても、39%から66%と、27%の上乗せがされている状況でございます。

次に、3ページをご覧ください。

これは国が新たな計画で位置づけている施策を表しているものですが、いろいろある中でも特徴的なのは、先ほどのご質問にもありました下段の横断的取組と書いているところの一つ目のポツにある地域脱炭素ロードマップによる取組になります。

これについて簡単に説明させていただきます。

このロードマップは、国の積極的な支援の下、市町村や地元企業の方が中心となって、地域特性を生かした中で、地域課題も解決しつつ、再エネの導入など、脱炭素に向けた先行的な取組を実施していくものでありまして、ここに書いてありますように、国は、今、2030年度までに全国で100か所以上の脱炭素先行地域の創出を目指しているところです。具体的な取組としましては、屋根に設置する自家消費型の太陽光発電や、住宅などの建築物の省エネ性能の向上など、国で言う重点対策というものを実施するというところでございます。

4ページをご覧ください。

こちらは主な強化内容となります。先ほど事例として出させていただいた産業部門については、7%から37%で30%上乘せとありますが、どこを強化するかという内訳として、いろいろある中で6%と、一番下の電力の脱炭素化等に伴う削減で約25%となっております。電力の脱炭素化等というのは、要するに、再エネなどの非化石由来の電源を増やしていきましょうという取組で、これを達成することを示しております。産業部門の下の家庭部門につきましても、27%削減の主な内訳として、一番下段にございます電力の脱炭素化等に伴う削減で約20%となっており、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むことで、達成に向けて進むことを示しているところです。

その次のページをご覧ください。

先ほどの説明の繰り返しになってしまいますが、地球温暖化対策推進法の一部改正に基づき、私どもの計画において対応が求められるものが2点あります。さらに次のページを見ていただけますでしょうか。

上段の黄色でマーキングしている部分ですが、(1)については、計画で定める施策の中に目標を入れましょうということ、(2)については、地域で再エネの導入を進めるために市町村が定める促進区域の設定に関する基準、いわゆる環境配慮基準を計画の中に盛り込むことが書かれております。

最後に、資料2-4になります。

今回の諮問においてご議論いただきたい点として、先ほどご説明したものを上の四角囲みの中にまとめております。

一番下段の見直しのスケジュールをご覧ください。

本日の諮問の後、地球温暖化対策部会で3回程度の調査審議を予定しておりまして、最後に環境審議会でご審議をしていただき、答申をいただいた後、年度内の計画策定に向けまして、パブリックコメントなどの関連手続を行っていく考えでございます。

簡単ですが、私からの説明は以上でございます。

○中村会長 それでは、委員の皆さんからご質問やご意見をお願いいたします。

○白木委員 先ほどの質問と関連しますが、今のお話を伺いまして、再エネの促進地域に関しては、市町村が手を挙げることになるかと思えます。ただ、再生エネルギーに関わる負のリスクについては、例えば、十分な問題意識や知見を持っている市町村は少ないのではないかという懸念があります。再エネの促進に伴って生ずることというのは、生物多様性や自然環境への問題だけではなく、生活や健康に関わること、あるいは、災害などの安全に関わることなど、非常に重要な課題を含んでいると思うので、かなりしっかりした環境配慮基準をつかって示していく必要があるのではないかと思います。

そこで、温対部会の方々でご検討するだけではなく、それ以外の多岐にわたる専門的な知識も必要ではないかなと思うのですが、ほかの専門的な知見を取り込むような機会というのはあるのでしょうか。

○中村会長 今回は、来年1月までに答申を終えるというタイトなスケジュールになって

いますが、その間、せめて環境審議会の委員がその審議内容をある程度把握できて、どこかでコメントや意見を言えるような場があるといいですよ。白木委員、そういうことですよね。

○白木委員 そうですね。多分、かなりいろいろな分野を巻き込んで考えていく必要があると思います。

○中村会長 例えば、本州では、急斜面で森林を伐採したことによる土砂災害が起きていますよね。白木委員がおっしゃっているのは、環境審議会委員以外にも広げたいという意味ですか。

○白木委員 そういった土砂の問題や、土砂が河川に流入する問題、また、地熱発電に関しても、詳しくは分かりませんが、いろいろな問題があるわけですよ。そのほかにも、生活や健康被害ということもあると思います。私は、その辺の知識があまりないですし、環境審議会のご専門の中にどういう方がいるのかも分かりませんが、そういった方々がその中にいらっしゃれば、審議会の中だけでもいいかもしれませんし、もし不足の分野があるようであれば、外部の方の知見をいただく機会もあったほうがいいのではないかと思います。

○事務局（阿部気候変動対策課長） ご質問をありがとうございます。

おっしゃられるように、かなり範囲が広がるということが想定されるということは、内部の検討の中でも既に話が出ておりました。環境審議会の皆様に聞くのか、そこの整理もまだできていませんが、当初、私どもとしては、環境配慮については、当然、いろいろな分野にまたがりますので、環境審議会の委員の中に専門の方がいらっしゃる場合は、部会にかかわらず意見をお聞きすること、また、環境審議会の委員が専門をお持ちでない分野になった場合は、事務局から専門の方に個別にご意見を伺うなどして、案をつくっていかねばいけないと考えておりました。

○中村会長 白木委員がおっしゃることはそのとおりでと思いますので、むしろ、ロジの部分はどうやってつくっていくかという問題だと思うのです。今おっしゃってくださったように、一つは、ある問題が部会の中で定義された場合に、部会の中ではないですけども、事務局がそれに対する意見を別途聞きに行くことを考えておられるということです。白木委員から、ほかにいい方法があれば、教えていただければと思います。

私は、一つ、部会の意見を少なくとも環境審議会のメンバー、最後に答申をしなくてはいけないので、オンラインでやるならば傍聴できるような形にさせていただくと、完全オープンになるならばいいのですけれども、さすがにオンラインオープンにはならないですね。先ほどの話ではないですけどもね。会場まで全ての人が足を運ぶのは、特に白木委員は大変だと思うので、できれば国の会議でもあるのですけれども、Zoomなり何なりオンラインのシステムに入って聞けるということです。意見を言うのは遠慮していただいて、それは後にしていただいて、会議中は傍聴できるようなスタイルにさせていただくと、環境審議会の委員も部会で議論されている内容をある程度理解して1月を迎えることがで

きます。それも一つの案かもしれないので、ご検討いただければと思います。

白木委員、ほかにどうですか。

○白木委員 例えば、温対部会での検討事項を受けて、ほかの部会でもこの期間にそれを検討することは考えられないのですか。時間的に無理ですか。

○中村会長 難しそうですね。うまくこの中に挟めればいいのですけれどもね。

ですから、まずは聞いていただく、知っていただくことが大事だと思います。今、私は環境審議会の委員と言ってしまうかもしれませんが、例えば、自然環境部会のメンバーに傍聴していただくということも考えられると思いますので、検討させてください。委員の皆さんには、またメール等でお諮りしたいと思います。

中津川委員、お願いします。

○中津川委員 令和3年3月に第3次が策定されたのですが、このときは、喧々諤々の議論があり、積み上げのやり方などもかなり意見が出て、苦労してまとめたという経過があります。今回は、さらにハードルが上がって、また、短期間でそれをまとめなければ駄目だという話なのですが、同じような積み上げというか、定量的な根拠をどのぐらいの精度で示せるのかということです。やると言うのだったら、それで結構ですけれども。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 説明が足りず、申し訳ないのですが、35%削減の議論をしていただいたことについては、私どもとしてもすごく深く受け止めております。

今、委員からご質問があったように、またゼロから議論をしていくということは今のところ考えておらず、35%削減を基本ベースにさせていただいた上で、先ほどもありましたように、地域脱炭素ロードマップなど、国の新たな動きなどが出てきておりますので、それらについてどの程度上積みできるかという議論の進め方をさせていただければと考えております。

また、経済部の省エネ・新エネ促進行動計画や、森林吸収源計画についても、今、庁内で並行して見直しを進めているところですので、昨年度、数値のお示しに時間がかかってしまったということも踏まえ、できるだけ早めに出せるように関係部と調整しながら提出させていただこうと考えております。

○中津川委員 1年前のことを振り返ると、こうあればいいというかなり希望的観測みたいなものを出して、問題になったような気がするので、去年と同じようなことにならないよう、ある程度定量的な積み上げをしていただければ結構だと思います。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○藤井委員 1年前のデジャヴなのですけれども、今、中津川委員がおっしゃったとおりですが、まず、年度末までに策定ありきで数字合わせをするだけだったら、それは何も委員が参画しないで、道のほうでやっていただければいいわけなので、私自身としてはそうではないというスタンスでいきたいと思います。去年のエビデンスの積み上げでやったということに対して、誇りと実績を持ってやっていきたいと思うのですが、道のほうとして、改めて、それでいいですね。

また、白木委員のご懸念もそうですが、数字を見ると、私は、むしろ産業界の懸念のほうが大きいと思うのです。先ほどの国の削減の度合いは、産業界が一番大きいのではないかと思うのです。だから、そこは、部会だけで閉じず、やっぱり経産とも今後すり合わせが必要で、むしろ、そのすり合わせがちゃんと済むようだったら、そんなに裏の手まで使って削減するような目標にはならないのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

もう一つは、去年も、この部会をやるだけでも本当に大変だったので、その議論は十分ではなかったと思います。なので、今年は、去年の反省を基に、正直に言って、このスケジュールだけを見ると、無理なのではないかと思うぐらいにタイトです。だから、やはり、去年の反省を基に、ぜひ早め早めに動いていただけるようお願いしたいと思います。

阿部課長以下、市川さん、永井さんは大変よくやっておられますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

○中村会長 承りましたということだと思います。私も昨年の議論はよく分かっておりますので、頑張っていたきたいと思います。

これは、3月までに決めなくてはいけない案件なのですね。それ以上延ばすということもあり得るのですか、無理なのですか。

○事務局（阿部気候変動対策課長） ゼロカーボン北海道という取組が政府の骨太の方針の中に入っておりまして、国としてもその取組に対して支援をしていく体制を整えている状況があります。北海道としましても、今、国の計画が出て、それに対して道はどこまでなのだというのもあるものですから、できるだけ早くということになりますと、今年度中のということをおもは考えて、今回、提案させていただいております。

○中村会長 ひとまず、にっちもさっちもいなくなったらまた考えますけれども、3月を目指すということでご理解ください。

大体意見は出尽くしたと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、今のところ、これ以上の質問はないということで、審議については、地球温暖化対策部会に付託して、部会において調査、審議していただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 反対意見もないということで、そのように取り扱いたいと思います。ありがとうございました。

大きな議題の二つが終わりましたので、次に、指定事項に係る報告事項に移ります。

まず、道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、自然環境部会の吉中部会長から報告をお願いいたします。

○吉中委員 資料3をご覧ください。

道が指定する鳥獣保護区を新たに指定する場合、あるいは、鳥獣保護区の中でも特に保

護を図るべき特別保護地区を再指定する場合は、環境審議会に意見を聞くことになっておりまして、その事項が部会審議指定事項として付託されております。

今回、7月27日に本部会に次の議題と合わせて2件の諮問がありまして、審議しました結果、同日付で原案が適当である旨の答申を行いました。

今回は、鳥獣保護区の特別保護地区の再指定について諮問がされております。場所は、北檜山鳥獣保護区特別保護地区ということで、檜山振興局管内のせたな町にあります鳥獣保護区の中の特別保護地区の再指定でございます。

今ご覧いただいているのがおおよその場所でございます。

この再指定しました特別保護地区は、後志利別川と太櫓川に挟まれた緩い傾斜な丘陵地に位置し、森林鳥獣の貴重な生息地ということで、引き続き、特別保護地区として指定するという案件でございました。

部会におきまして鳥獣保護区の資質について慎重に審議を行っていただいた結果、原案どおり特別保護地区について再指定することが適当ということで、答申をさせていただきました。

この再指定につきましては、既に環境大臣に届出を行った上で、9月28日に告示が行われておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○中村会長 これは、部会の決議をもって審議会全体の決議になる案件だと思いますので、報告になります。ただ、せっかくの機会ですので、委員の皆さんから何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 ありがとうございます。

次に、移りたいと思います。

令和3年度(2021年度)エゾシカの可猟区域及び期間等について、これも吉中部会長からお願いいたします。

○吉中委員 資料4をご覧ください。

皆さん、もうご案内のとおりだとは思いますが、狩猟期間というのは、鳥獣保護管理法に基づいて、国が一律に決めておりますけれども、著しく個体数が増えている鳥獣等については、都道府県知事が特定の管理計画、第2種特定鳥獣管理計画を策定した上で、狩猟期間の延長等を行うことができることになっております。それに当たりまして審議会の意見を聞くことが定められており、これについても部会に付託されております。

先ほどの案件と同じ部会において議論した結果、原案どおり適当であるということで答申させていただきました。

3ページをご覧ください。

北海道内を幾つかの地区に分けて、それぞれで可猟区域と期間を決めているということでございます。この検討に当たっては、エゾシカの個体数を指数で評価し、それぞれ

の地域に応じた狩猟期間を定めたということでございます。

細かいところの説明は割愛させていただきますが、道内をA区域からE区域、さらには、猟区が二つございますので、猟区の特別な扱いということで定めております。E区域については、知床半島の基部に当たりますが、ほかのところとは少し違う細かい取扱いを定めております。

以上、簡単ではございますが、大まかなところだけご説明申し上げました。もし詳しいところについてご質問等がありましたら承りたいと思います。

以上でございます。

○中村会長 それでは、せっかくの機会ですので、皆さんからいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 特にないようですので、次の報告に移りたいと思います。

温泉法の規定に基づく許可申請について、温泉部会の高橋部会長から報告をお願いいたします。

○高橋委員 それでは、温泉部会における報告をさせていただきたいと思います。

温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてのご報告となります。

当部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力許可に係る処分について審議し、その結果を道に答申しております。

お手元の資料5-1をご覧ください。

今、映っている資料は、令和3年度北海道環境審議会温泉部会の開催状況でございます。令和3年5月19日に第1回、令和3年9月3日に第2回の温泉部会を開催してございます。

第1回温泉部会の議案一覧は資料5-2、参考資料は5-3、第2回温泉部会の議案一覧は資料5-4、参考資料5-5として、それぞれ提出させていただいております。

第1回の温泉部会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から書面開催で実施し、知事から諮問のありました温泉掘削等の許可申請について、委員、専門委員の意見を事務局が集約する形で審議を行ってございます。

第2回の部会につきましては、オンラインで開催いたしました。

資料5-5の1ページと3ページの第20号議案の申請者の名前については、当該事案が個人名義の申請でありますため、個人情報保護の観点から黒塗りとしてございます。

審議の結果についてですが、第1回温泉部会の10号議案については、審議保留という形になってございます。それ以外の部分については許可相当としてございます。

第1回温泉部会の10号議案を審議保留としました理由として、資料5-3の5ページに記載してお示ししてありますが、申請井戸の揚湯試験及び周辺源泉に対する影響試験が適切に実施されていなかったことから、申請者に対しまして、試験の再実施を求めため、審議保留としたものでございます。その後、この議案については、申請者から再試験の結

果の提出があったことから、第2回温泉部会で再度審議を行い、許可相当として判断してございます。

第1回、第2回の審議結果の報告は以上になります。もしご質問等があれば、よろしくお願ひします。

○中村会長 それでは、ご質問等があればお願ひいたします。

倶知安に相当集中して、たくさんの掘削が行われるようですが、湯量等は大丈夫なのかということと、地熱発電みたいなものが申請されたときには、この部会にかかるのですか。そこを教えてください。

○高橋委員 まず、最初のご質問ですが、実は、倶知安町ひらふ地域につきましては、今年9月15日から温泉保護・準保護地域になりましたので、今後、新たな掘削申請につきましては規制がかかることとなります。今回、第1回目、第2回目を見てもお分かりのように、実は、第1回の審議会の中では、今後指定される準保護地域での掘削申請が2件ございました。第2回目については、保護地域内での申請が4件、準保護地域が5件の合計9件あって、これは9月15日から要綱が施行されるに当たって、どうも駆け込みが思っていた以上にあったという状況になってございます。第2回までの許可案件については、有効期限が2年なので、その間に掘削がされ、動力申請が出てきますので、そこはかなりシビアに審議して、資源状況を見ていくことになろうかと思ひます。

ニセコ周辺では、保護地域、準保護地域に指定されたところは歯止めがかかりますので、今後、それがどのように周辺に広がっていくのかをよく注視していかなければならないと思ひています。

2番目のご質問ですが、地熱に係る事案は、温泉法に基づく掘削許可の対象となりますので、地熱調査をする井戸を掘削する場合には必ず許可が要ることとなりますので、この部会で審議することとなります。今、表に出ていますけれども、第1回目の11番の大林組の倶知安保健所管内の京極町の案件も地熱ということになります。今の動きで言ひますと、今後、地熱の掘削の案件が増えていく可能性がかなり高いと私自身は考へております。

○中村会長 この表の中に掘削の目的みたいなことを書き込むことはできないのですか。つまり、温泉のためと今言った地熱発電のためとは大分違うように思ひるので、その辺が分かるとういおと思ひます。

○高橋委員 分かりました。これは事務局がつくっている資料なので、今、親会からの要望がありましたように、議案番号が地熱なのかどうか分かるような形で、資料のつくり込みをお願ひしたいと思ひます。

また、温泉の目的については、それぞれ申請書の中に、浴用目的なのか、あるいは、浴用と熱利用目的なのかということが記載されてございます。ただ、この一覧の中に書き込めるかどうかは、事務局側と詰めたおと思ひます。

○中村会長 武野委員、お願ひします。

○武野委員 申請者、すなわち、事業者ということなのでしょうけれども、見ると、片仮

名あるいはアルファベット表記の会社が非常に多くて、全てが外資系だとは思いませんけれども、特に外資系規制のようなものは、この掘削申請の場合はあるのかなのかということと、もう一つ、議案番号14の会社は、念のためホームページを見ましたら、事業目的が太陽光発電です。事業目的の中に温泉や不動産開発は含まれていないのですが、その辺を教えていただければと思います。その2点です。

○高橋委員 今のご質問ですけれども、申請者が外国人であるかどうかに対しての規制はございません。特に、ニセコ周辺は、外資が土地を買って、そこでいろいろ事業展開をするということになりますので、そこについて特に規制はないというのが一つです。

また、2番目の質問ですけれども、14番目のClean Energy Japan 株式会社は、たしか、ホテルや別荘か何かの浴用利用の目的だと私自身は思っています。先ほど、太陽光の話が出ていましたが、会社自体はそうかもしれないですけれども、この土地を買って、温泉を使った事業を考えているということだと私自身は思っています。

○中村会長 これについて事務局から何かありますか。

○事務局 14番の会社の利用目的は、宿泊施設の浴用となっております。

○中村会長 中津川委員、どうぞ。

○中津川委員 私も中村会長と同じようなことが気になっているのですけれども、ニセコ地区が非常に多いので、審査は、個別の審査となっていると思うのですが、全体としてこれだけくみ上げたときに、例えば、地下水が枯渇するとか、それから、使ったものはどこかに排出することになると思うのですけれども、そういう環境への影響とか、マクロ的な評価というのはされるのでしょうか。

○高橋委員 委員のご質問のとおり、これだけ温泉が密集していることと、地下の条件が違うので、シミュレーション等で将来的な予測というのは本来必要で、データがそろってくれば、そういうことが必要になってくると思いますけれども、一応、規制地域の範囲を決めるときにも、既存のデータを用いて、影響の範囲がこのぐらいであろうという簡易的な評価をしてございます。

ただ、おっしゃるように、詳細な将来的な予測を踏まえての規制というところまでは至っていないので、今後、そういったデータが積み上がってくる段階では、その辺の検討も必要ではないかということで、部会の中でもよく議論に出ています。ですので、今、道もいろいろ水位の観測をやったり、定期的に水質を分析したりしていますので、今後そういったものを注視していく中で、さらに規制の強化が必要なのか、範囲の拡大が必要なのかということが議論されていくと私は思っています。

また、排水の問題は、中津川委員もいらっしゃったので、よくご質問をいただいていたことですが、現在の部会においても、排水問題については、いろいろな委員の先生から懸念の意見がございまして。その都度、この温泉の排水については、市町村なり監督官庁との意見照会と申しますか、そういった説明ができていくのかということは、必ずそれぞれの議案でやっていますので、そこに対して規制をかけるということはなかなかできな

いのですけれども、そういった議論があるので、今後、そこも注視していかなければならないということはお指摘のとおりでございます。

○中津川委員 これは、温泉部会の中で、在り方というか、チェックとか、そういうのは議論されるということになるのですね。

○高橋委員 はい。

○中津川委員 ぜひよろしくをお願いします。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 高橋部会長、ありがとうございました。

最後の報告事項だと思いますが、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(中尾環境保全担当課長) 循環型社会推進課で担当課長をしております中尾と申します。よろしくをお願いいたします。

私から、北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定見直しについて、説明させていただきます。

資料6-1をご覧ください。

北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準が適用される地域の見直しを進めることについては、本年2月に当審議会に報告させていただいたところではありますが、このたび見直しの内容が固まりましたので、ご報告させていただきます。

1番をご覧ください。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準についてであります。環境基本法に基づきまして、国が環境基準値及び適用すべき地域の考え方を定めまして、都道府県が個別地域への環境基準の当てはめを行っているところでございます。

また、環境基準は、住居系の地域に当てはめるⅠ類型、70デシベル以下と、商業地域などの非住居系地域に当てはめるⅡ類型、75デシベル以下の2種類がございまして。

2番をご覧ください。

北海道新幹線の類型指定状況など、これまでの経緯についてであります。道では、環境基準が適用される地域の類型につきまして、平成19年にこちらの審議会から指定に係る基本的方針についての答申を受けまして、同年6月に知内町から新函館北斗間に係る地域の開業区間の類型を指定し、また、平成28年3月には、新函館北斗から札幌間の未開業区間に係る地域の類型をしてきたところでございます。

その後、鉄道運輸機構が北海道新幹線の工事計画の一部を変更したこと、それから、前回の指定から5年が経過すること、また、昨年、環境省から類型指定に係る全国一律の考え方を示した運用通知が発出されたことから、道では、類型指定の見直しを進めることとしまして、本年2月の当審議会に道の見直しの考え方や今後の進め方などについて報告させていただきました。

その後、関係市町村、鉄道運輸機構、JR北海道へ、道の見直しの考え方に基づく個別の地域への当てはめ案をお示ししまして、意見の照会を行い、先月、調整が終了したところでございます。

3番の類型指定見直し内容については、前回ご説明しました道の考え方のおりとなっております。

見直しのポイントは二つあります。

一つ目の範囲については、実際に新幹線鉄道騒音の影響のある範囲を指定することとしまして、開業区間である知内町から新函館北斗の間は、これまでの騒音測定結果から、軌道中心からの距離を両側130メートルに見直すこととしまして、新函館北斗から札幌の間は、未開業のため実測値から推計ができないことから、これまでどおり両側300メートルとすることとしたところでございます。

二つ目のポイントは、都市計画法の用途地域外における類型の当てはめについてですが、住居のある地域について、各市町村の考え方等の意見を踏まえまして、人口密度等により住居系の地域に相当する地域はⅠ類型、それ以外をⅡ類型に当てはめることとしたところでございます。

4番の今後の予定ですが、道では、今月下旬に告示を行い、11月1日からの施行を予定しております。

資料6-2は前回の審議会資料、資料6-3は平成19年に答申いただきました指定に係る基本の方針を参考としてつけております。

説明は以上になります。

○中村会長 それでは、皆さんからご質問等がありましたら、お願いします。

この騒音の件についての質問ではないのですが、水環境部会で、いわゆるトンネルを掘ったときの残土処理の問題が一度持ち上がっていて、道との協議等をやっているということが分かったのですが、個人的に、例の伊豆の問題ではないですが、残土が盛土みたいな形で置かれて斜面崩壊を起こしてしまうような危険性がないのか、そういうチェックはこの環境審議会と関係ない場所でやられるのか、その辺の情報があったら教えてほしいです。

○事務局（土肥環境局長） 盛土の件につきましては、今、国交省から全国的な調査が入っておりまして、私ども道庁の中で言いますと、建設部が一時的な窓口になって、かつ、各許認可法令で盛土等をやっている例もありますので、各部が連携して盛土の調査を全道的に始めているところです。

私どもの関係におきましても、所管するところに対応する部分がございます。自然環境保全地域における場合や、特定開発行為とあって、許認可を受けて実施している例もありますので、そういったものについて、盛土があれば、その状況を把握し、年内に取りまとめをし、国に報告するという段取りで今、進められています。

ただ、新幹線に係る盛土の扱いがどのようになっているか、今、私は承知しておりませ

んけれども、いずれにいたしましても、さきの伊豆での件に関連した盛土の調査については、今、道の全体で進めているところでございます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 今、ご質問があった件について、私の知っている範囲で申し上げたいと思います。

今、一部のトンネルの残土の処理で、ヒ素や、いろいろな重金属があるのは非常に問題になっているのですけれども、新幹線のトンネルに関しては、鉄道運輸機構のほうで処分地を検討されています。例えば、札幌近郊だと、札幌市と協議をして、先日も住民説明会などをやっているのですけれども、基本的に有識者が入った委員会を立ち上げて、その中で安全な処理、最終的には処分のような形になるのですけれども、重金属が漏れないような仕組みで埋立てをして、それはずっと管理することになるのですが、もちろん土砂の安全性の検討もされているとお聞きしています。基本的には、鉄道運輸機構と各区間の関係自治体で協議されていると理解しております。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○本間委員 今の点は、私ども漁業団体も鉄道運輸機構と協議しながらやってきているのですが、今、座長がおっしゃられたように、トンネルから出てきた廃土が非常にずさんな管理で、セレンや重金属が入ったものが一部、川に漏れていたという事例も出ていまして、私ども漁業団体は非常に心配しております。あくまでも鉄道運輸機構が責任を持ってやることになっていきますので、協定書を結んではおりますけれども、特に重金属については、河川、海への影響を私どもは心配しておりますので、この環境審議会で議論をしていいのかどうか分かりませんが、やはり北海道の環境を守るという意味では、排水の問題と土の置き場の問題をしっかりやっていただきたいと思います。特に、今、札幌市内のトンネルの廃土については、重金属が入っているか入っていないか分からないということで、一応、石狩湾新港に仮置きされるという話もされていて、何が入っているか分からない土を海の近辺に置かれるというのは、私どもにとっては非常に心配なものですから、個別に機構とはやっておりますけれども、北海道庁も、環境生活部としてしっかりこの辺の指導なりご協力をお願いしたいと思っております。

○中村会長 ごもっともなご意見かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 本日の議事は以上となります。事務局が順繰りに入れ替わっていますので、答えられないかもしれませんが、皆様から全体を通じて何かご質問やご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、今日の議事を終了して、事務局にお返ししたいと思います。お願

いたします。

4. 閉 会

○事務局（竹花環境政策課長） 中村会長、ありがとうございました。

次回の審議会については、既にご案内しておりますが、11月下旬を予定しております。
詳細につきましては、改めてお知らせをさせていただきます。

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

大変ありがとうございました。

以 上